

学校法人星野学園寄附行為

第1章 総 則

- 第 1 条 この法人は学校法人星野学園と称する。
- 第 2 条 この法人は事務所を埼玉県川越市末広町3丁目9番1に置く。

第2章 目的及び事業

- 第 3 条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを目的とする。
- 第 4 条 この法人は前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
- (1) 星野高等学校 全日制課程 普通科 商業科
 - (2) 星野学園幼稚園
 - (3) 川越東高等学校 全日制課程 普通科
 - (4) 星野学園中学校
 - (5) 星野学園小学校

第3章 役 員

- 第 5 条 この法人に下記の役員を置く。
- (1) 理 事 6人
 - (2) 監 事 2人
2. 理事のうち1人は理事長とし理事会において選任する。
- 第 6 条 理事は下記の各号に掲げるものとする。
- (1) 星野高等学校長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任された者3人
 - (3) 前2号に規定する理事の過半数をもって選任された者2人
2. 前項第1号及び第2号に規定する理事は学校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 第 7 条 理事長はこの法人の事務を総括し対外的には理事長がこの法人を代表する。
- 理事長が事故ある場合は理事会があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代行する。

第 8 条 監事は、この法人の理事、職員(校長(園長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

第 9 条 監事の職務は民法 59 条に即応し次のとおりとする。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを埼玉県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第 10 条 評議員は 13 人とし、下記の各号に掲げるものとする。

- (1) 星野高等学校長
 - (2) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3 人。
 - (3) この法人の設置する学校を卒業したもので年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 4 人。
 - (4) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 5 人。
2. 前項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員は、学校長又はこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
3. 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することが出来る。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

4. 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

第 1 1 条 理事（第 6 条第 1 項第 1 号に規定する理事を除く）及び監事の任期は 4 年とし、評議員（前条第 1 項第 1 号に規定する評議員を除く）の任期は 3 年とする。

但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任することができる。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。
4. 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 3 分の 2 以上出席した理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することが出来る。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
5. 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。
 - (3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第 4 章 会 議

第 1 2 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

2. 理事会は年 2 回理事長が召集する。
3. 理事会は議長を置き理事長をもってあてる。
4. 理事長は理事総数の 3 分の 2 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の召集を請求される場合にはこの請求のあった日から 7 日以内にこれを召集しなければならない。

5. 理事会は理事総数の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
但し、当該議事につき書面をもってあらかじめ他の理事に意思表示をしたものは出席とみなす。
6. 理事会の議事は法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか理事総数の3分の2以上の同意を得て決める。
7. 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
8. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
9. 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

第13条 評議員会は理事長が招集する。

2. 評議員会は議長をおき(会議のつど)評議員の互選で定める。
3. 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
4. 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
5. 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

第14条 次に掲げる事項については評議員会の議決を要するものとする。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)又は基本財産の処分
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 目的たる事業成功不能による解散

(6) 解散(合併又は破産による解散を除く)

第 1 5 条 次に掲げる事項については評議員会の意見を要するものとする。

- (1) 事業計画
- (2) 寄附行為による金品の募集に関する事項
- (3) 剰余金の処分に関する事項
- (4) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (5) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事長が必要と認めた事項

第 5 章 資材及び会計

第 1 6 条 この法人の財産は下記のとおりとする。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) この法人の事業より生じる収入
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 寄附金又は補助金
- (5) その他の収入

第 1 7 条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は私立学校法施行規則(以下施行規則という)第 3 条第 2 項の規定による区分により、別紙財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産を持って構成する。
3. 運用財産は法施行規則第 3 条第 2 項の規定による区分に従い別紙財産目録中普通財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産その他基本財産以外の財産とする。
4. 寄附金については寄附者の指定がある場合には、その指定に従い基本財産又は運用財産に編入する。

第 1 8 条 基本財産中の不動産はこれを消費し又は担保に供してはならない。

但し、この法人の事業の遂行上、止むを得ぬ事由がある時は理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得、埼玉県知事の承認を得て、その一部に限り処分する事ができる。

- 第 19 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は資産より生じる果実、入学金、授業料その他の収入及び運用財産をもって支弁する。
- 第 20 条 予算は毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の議決を経なければならない。
- 第 21 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2. 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
 3. 学校会計の決算上剰余を生じた時はその一部又は全を基本財産もしくは運用財産中の積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。
 4. この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
- 第 22 条 予算をもって定めるものを除くほか新たに義務負担をし又は権利の放棄をしようとする時は理事会の議決を経なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。
- 第 23 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。
2. この法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解 散

- 第 24 条 この法人は私立学校法第 50 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事由によるほか理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。
2. 前項の事由による解散は埼玉県知事の認可を受けなければその効力を生じない。
 3. 目的たる事業の成功の不能に困る解散は理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。
 4. 前項の事由による解散は埼玉県知事の認可を受けなければその効力を生じない。
- 第 25 条 この法人の解散時における残余財産は埼玉県に帰属する

ものとする。

第 2 6 条 合併しようとする時は理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2. 合併は埼玉県知事の認可を受けなければその効力を生じない。

第 7 章 寄附行為の変更

第 2 7 条 この寄附行為を変更しようとするときは理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2. 寄附行為の変更は私立学校法第 4 5 条の規定により埼玉県知事の認可を受けなければその効力を生じない。

第 8 章 公告の方法その他

第 2 8 条 この法人は第 2 1 条第 4 号の書類及び第 9 条第 3 号の監査報告書を各事務室に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

2. この法人の公告は星野学園の掲示場に掲示して行う。

附 則

1. この法人の寄附行為の施行についての細則並びに役員の待遇等はその正鵠を判断し理事会及び評議員会を開いてこれを定める。

2. この法人の設立当初の役員は下記のとおりとする。

理 事	星 野 三 郎
理 事	星 野 ミ ヤ
理 事	井 上 彦二郎
理 事	市 川 正 男
理 事	市ノ川 清 八
理 事	吉 川 英 一
監 事	田 中 正 巳
監 事	関 根 豊 明

3. この寄附行為は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
4. 平成 14 年 9 月 4 日
埼玉県知事認可のこの寄附行為は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
5. この寄附行為は平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
6. 平成 19 年 3 月 27 日
埼玉県知事認可のこの寄附行為は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
7. この寄附行為は平成 21 年 4 月 1 日より施行する。